二　実務研修を実施する機関の名称、所在地及び研修内容

名称	所在地	研修内容
株式会社定山渓グランドホテル	北海道札幌市南区定山渓温泉東四丁目三百二十八番	ホテル研修

三　対象となる者　平成二十一年十一月十九日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

四　対象となる者が研修の在留資格をもって在留する期間　一年以内の期間

○法務省告示第五百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年七月六日法務省告示第二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

株式会社昭和ドレス研究社	東京都昭島市松原町三丁目四番二十九号	婦人子供服製造
株式会社松原ニット	長野県安曇野市豊科百四十九番地一	婦人子供服製造

○法務省告示第五百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年九月九日法務省告示第四百二十四号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

株式会社シーサット	山口県下関市豊浦町大字川棚三千九百七十九番地の一	非加熱性水産加工食品製造

○法務省告示第五百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年二月五日法務省告示第四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表に次のように加える。

有限会社新井ファーム	千葉県成田市吉岡千百八十八番地	畜産農業

○法務省告示第五百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十六年八月二日法務省告示第三百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表シンコウ・エスビーエー株式会社の項中「工業包装」を「工業包装、工場板金」に改める。

○法務省告示第五百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十八年十二月二十八日法務省告示第六百六号の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月十九日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十八年十二月二十八日」を「平成二十一年十二月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十一年十二月二十八日から施行する。

○外務省告示第五百三十七号

平成二十一年十一月八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億四千五百万円

3　署名者

日　本　側　廣木重之在アフガニスタン大使

国際連合児童基金側　キャサリン・ムベング在アフガニスタン事務所代表

平成二十一年十一月十九日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第五百三十八号

平成二十一年十月二十七日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

平成二十一年十一月十九日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二十六億六百万円（二、六〇六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、貨物専用鉄道建設計画（フェーズ1）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、インドの実施機関が調達適格国のコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　インド政府は、3(1)に規定する役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドラインに従って調達されることを確保する。

5　インド政府は、借款に基づく役務の購入に関係して購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。